

環境省「環境デュー・ディリジェンス普及セミナー」

【調査報告】

環境デュー・ディリジェンスに 関する海外動向と 日本企業の取組実態

2022年3月11日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

サステナブルビジネス戦略センター(CSBS)

海外動向について

デュー・ディリジェンスとは

- 経済協力開発機構(OECD)は、多国籍企業に対して責任ある企業行動を自主的にとるよう勧告するための「OECD多国籍企業行動指針」を策定。
- 直近の2011年の改訂において、「企業はリスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施すべき」とする規定が盛り込まれた。

OECD多国籍企業行動指針(項目)

1. 定義と原則
2. 一般方針
3. 情報開示
4. 人権
5. 雇用及び労使関係
6. 環境
7. 贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止
8. 消費者利益
9. 科学及び技術
10. 競争
11. 納税

【一般方針より抜粋】

10. 第11段落及び第12段落で記述されているように、実際の及び潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するため、例えば企業のリスク管理システムに統合することにより、リスクに基づいたデュー・ディリジェンスを実施し、これらの悪影響にどのように対処したか説明する。デュー・ディリジェンスの性質と範囲は、個々の状況における事情に依る。
11. 自企業の活動を通じ、行動指針に規定されている事柄に対して、悪影響を引き起こす又は一因となることを回避し、そのような悪影響が生じた場合には対処する。
12. 悪影響の一因となっていなくても、取引関係によって、そうした悪影響が自らの事業、製品又はサービスに直接的に結び付いている場合には、悪影響の防止又は緩和を求める。これは、悪影響を引き起こした事業体から、取引関係を持つ企業に責任を転嫁することを意図していない。

デュー・ディリジェンスとは(続き)

- OECDは、「OECD多国籍企業行動指針」の実施を支援するため、2018年に「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を公表。
- 環境省は、企業の環境デュー・ディリジェンスへの取組を支援するため、2020年に「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門 ～OECDガイダンスを参考に～」を公表。

デュー・ディリジェンスのプロセス

図1. デュー・ディリジェンス・プロセス、及びこれを支える手段



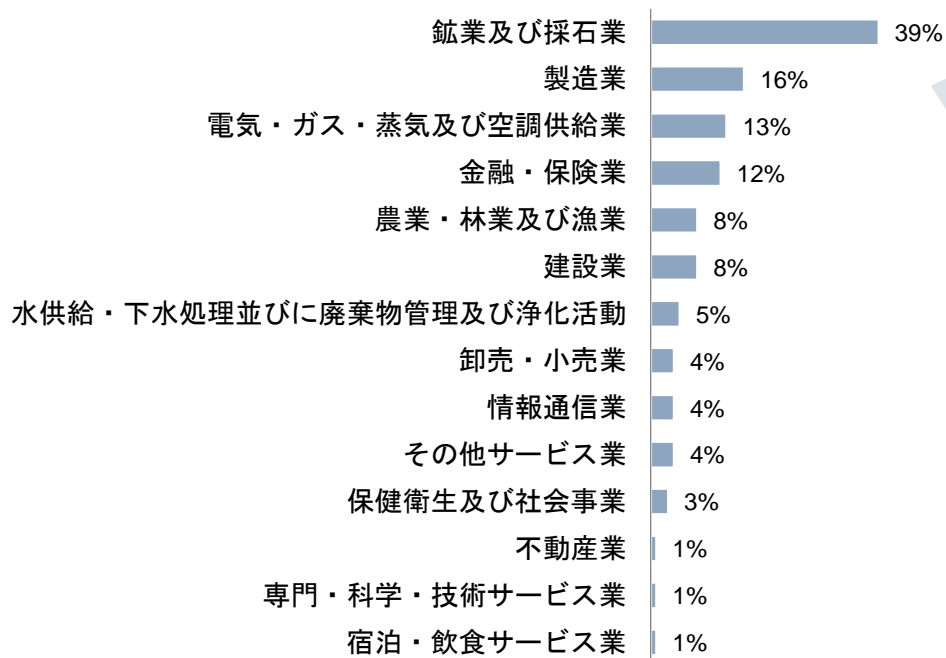
デュー・ディリジェンスの特徴(本質的要素)

- ✓ 予防手段である。
- ✓ 複数のプロセス及び目的が含まれる。
- ✓ リスクに相応する(リスクベース)。
- ✓ 優先順位付けが必要になる(リスクベース)。
- ✓ 動的である。
- ✓ 責任を転嫁しない。
- ✓ 国際的に認められた「責任ある企業行動」の基準に関連する。
- ✓ 企業の状況に適合させる。
- ✓ ビジネス上の関係における制約に対処するために適応できる。
- ✓ ステークホルダーとのエンゲージメントから情報を得る。
- ✓ 継続的なコミュニケーションが必要である。

企業が環境に与える悪影響の例

- OECD多国籍企業行動指針では、指針の普及、照会処理、問題解決支援のため、各国に「連絡窓口」が設置されている。
- 2011年以降、「OECD多国籍企業行動指針」の各国連絡窓口(NCP)に322件の問題が提起されており、このうち77件(24%)が環境への悪影響に関連している。

環境に関する問題提起の産業別割合(2011年以降)



【問題提起の例】

- イタリア企業に対し、ナイジェリアの石油採掘事業が地域の洪水被害を助長し環境に悪影響を及ぼしているとの訴え。
- フランス企業のポーランド子会社に対し、アルゼンチンでの自動車部品製造が悪臭・大気汚染・騒音により環境に悪影響を及ぼしているとの訴え。
- デンマーク企業に対し、米国での建材工場建設に際して人権・環境デュー・ディリジェンスを実施していないとの訴え。
- オランダの銀行に対し、融資先企業のGHG排出がパリ協定の目標に整合しておらず環境に悪影響を及ぼしているとの訴え。

環境デュー・ディリジェンスに関連する法制度

- 欧米では、企業に対して、サプライチェーンを対象とするデュー・ディリジェンス (DD) の実施や情報開示を義務付ける法制度が導入・検討されている。

地域名	法律名	年	概要
米国	レイシー法(改正)	2008	米国への違法木材の輸入禁止、および輸入業者に対して 違法木材 の輸入に関するDD実施を義務化。
フランス	企業注意義務法	2017	大企業に対し、人権・ 環境DD の実施と情報開示を義務化。
スイス	債務法(改正)	2020	大企業に対し、 非財務情報開示(DDの方針・プロセス含む) を義務化。
ドイツ	デュー・ディリジェンス法	2021	大企業に対し、人権・ 環境DD の実施と情報開示を義務化。
英国	環境法2021	2021	違法な森林破壊を伴って生産された農産物 (パーム油等)の輸入禁止、及び輸入業者によるDD実施を義務化。
EU	木材規則	2013	違法伐採木材 の輸入禁止、および輸入業者によるDD実施を義務化。
	電池規則案(改正)	2020	電池製造に要する 鉱物資源 (ニッケル、リチウム等)の調達にあたり、製造企業による人権・ 環境DD の実施義務化を提案。
	森林デュー・ディリジェンス規則案	2021	2020年末以降の 森林破壊を伴って生産された農産物 (パーム油等)の輸入禁止、及び輸入業者によるDD実施の義務化を提案。
	企業サステナブル報告指令案	2021	2018年より大企業に対して義務化されている 非財務情報開示(DDの方針・プロセス含む) の対象拡大・内容強化を提案。
	企業サステナブル・デュー・ディリジェンス指令案	2022	サステナブル・コーポレートガバナンスの一貫として、人権・ 環境DD の実施義務化を提案。

(出所) 各国政府の公表資料を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。

EUにおける関連法制度(全体概要)

- EUでは、サステナブルファイナンス行動計画(2018年)の下で、企業に対する環境デュー・ディリジェンスの開示と実施の義務化を一体として進めている。

【DDを含むサステナビリティ情報開示】



【コーポレートガバナンスとしてのDD実施】



企業サステナブル・デュー・ディリジェンス指令案(概要)

■ 欧州内外の大企業(金融機関含む)に対して、自社、子会社及びバリューチェーンを対象とする人権・環境デュー・ディリジェンス実施の義務化を提案。

※ 欧州委員会が指令案を採択した段階であり、法制化には今後議会と理事会の承認が必要。

項目	内容
対象企業	<ul style="list-style-type: none">✓ 欧州企業: ①従業員500名超で全世界純売上高が1.5億ユーロ超、②従業員250名超で全世界純売上高が0.4億ユーロ超、かつその50%以上が高リスクセクター※✓ 非欧州企業: ①従業員500名超でEU域内純売上高が1.5億ユーロ超、②従業員250名超でEU域内純売上高が0.4億ユーロ超かつ、全世界純売上高の50%以上が高リスクセクター※ <p>※ 繊維・皮革類の製造・卸売、農林水産業、食品製造・卸売業、鉱業、金属製造・鉱物製品卸売業</p>
要求事項	<ul style="list-style-type: none">✓ 基本方針の策定✓ 実際の、または潜在的な悪影響の特定(ステークホルダーとの協議を含む)✓ 潜在的な悪影響の防止・緩和、実際の悪影響の停止と最小化(取引先との取引一時停止・終了を含む)✓ 苦情処理手続きの構築✓ 方針と取組の有効性のモニタリング、実施内容に関する情報開示(年に1回以上)✓ 全世界またはEU域内純売上高が1.5億ユーロ超の企業は、パリ協定の1.5°C目標に整合した戦略を策定✓ 取締役は、自らの意思決定が人権、気候変動、または環境などのサステナビリティ課題に与える結果を考慮し、デュー・ディリジェンスを実施・監督・報告する義務を有する
環境の範囲	<ul style="list-style-type: none">✓ 生物多様性、化学物質管理、汚染予防(生物多様性条約、ワシントン条約、水俣条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約、モントリオール議定書、バーゼル条約への違反)✓ 気候変動(パリ協定の1.5°C目標との整合)
罰則	<ul style="list-style-type: none">✓ 指令に違反した企業は、EU加盟国が定める国内法に基づき、是正措置や売上高ベースの罰則が科される。✓ 悪影響によって損害が発生した場合は、被害者への損害賠償や金銭的補償が求められる場合もある。

日本企業の取組実態について

- 日本企業に対するアンケート調査結果(概要) -

本調査の目的と方法

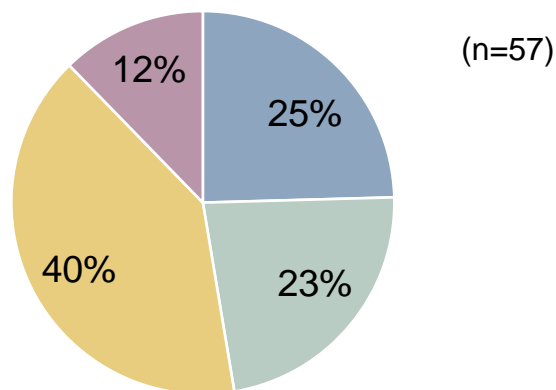
■ 目的

- 環境デュー・ディリジェンスの更なる普及・拡大に向けて、ESG経営や環境情報開示に取り組む我が国の事業者を対象に、環境デュー・ディリジェンスの取組実態を把握すること。

■ 方法

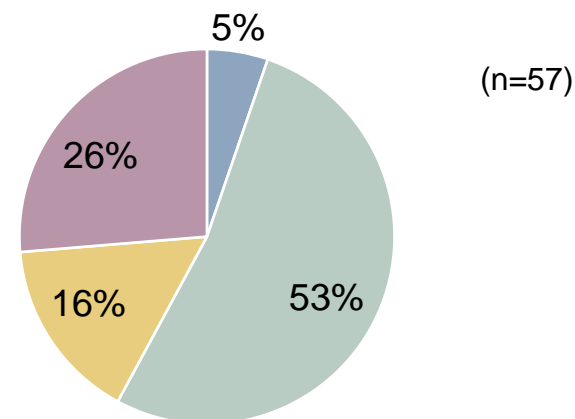
- 調査対象：グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの環境経営分科会およびサプライチェーン分科会参加企業、昨年度アンケート調査への回答企業、
- 調査期間：2021年12月2日～12月24日
- 配布・回収数：電子メールにてウェブ上の回答フォームを通知。57社より回答を受領。
(うち29社は昨年度に引き続き回答)

回答企業の連結売上高
(平均値1.1兆円、中央値3.9千億円)



■ 1兆円～
■ 1千億～5千億円
■ 5千億～1兆円
■ 1千億円以下

回答企業の連結従業員数
(平均値2.5万人、中央値1.5万人)



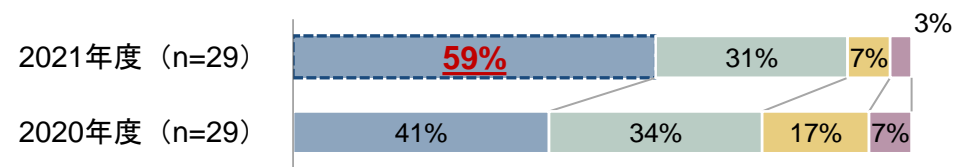
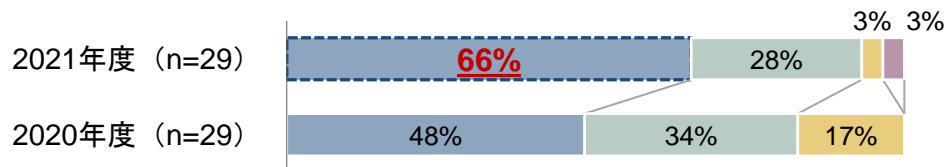
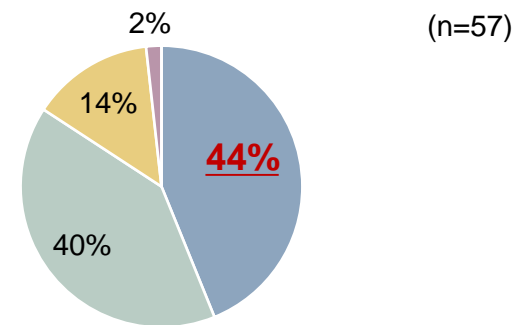
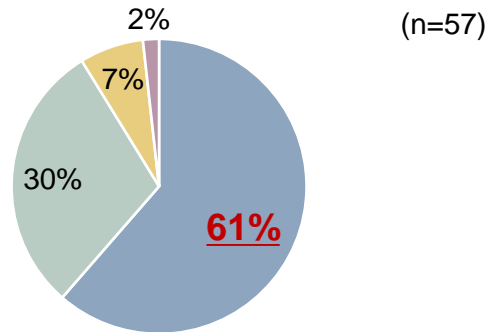
■ 5万人～
■ 5千～1万人
■ 1万～5万人
■ 5千人以下

環境デュー・ディリジェンスに関する認知・理解度

- 全体の61%が「OECD多国籍企業行動指針」及び「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」の内容を知っていると回答。
 - 昨年度から2年連続で回答した企業では、内容を知っている割合が増加(48% → 66%)。
- 全体の44%が環境省「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」の内容を知っていると回答。
 - 昨年度から2年連続で回答した企業では、内容を知っている割合が増加(41% → 59%)。

「OECD多国籍企業行動指針」「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」に関する認知

環境省「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」に関する認知

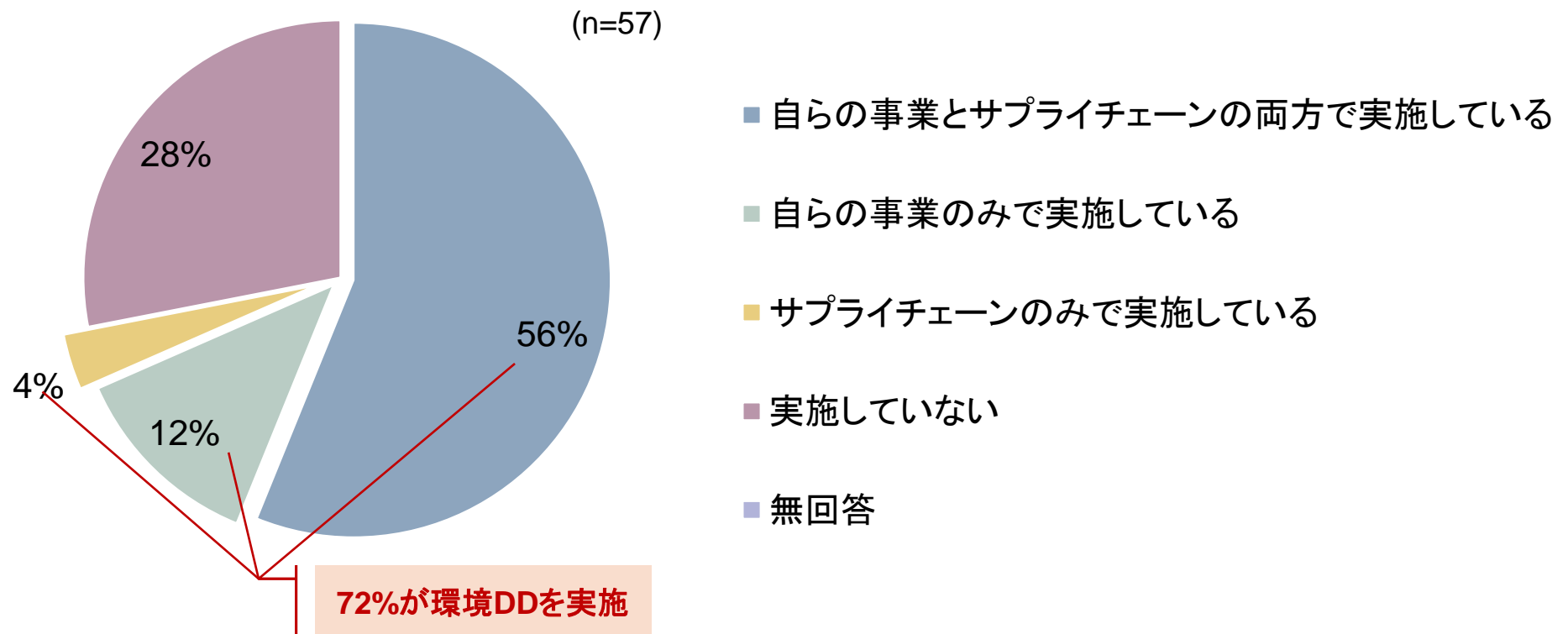


- 内容を知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 聞いたことがない
- その他

- 内容を知っている
- 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 聞いたことがない
- その他

環境デュー・ディリジェンスの実施状況

- 全体の72%がサプライチェーンまたは自らの事業の少なくともいずれかで、環境デュー・ディリジェンスを実施していると回答。
 - 68%が自らの事業を対象にした環境デュー・ディリジェンスを実施していると回答。
 - 60%がサプライチェーンを対象にした環境デュー・ディリジェンスを実施していると回答。
 - 昨年度から2年連続で回答した企業では、環境デュー・ディリジェンスを実施している割合が増加(45% → 79%)。



環境デュー・ディリジェンスを実施していない理由

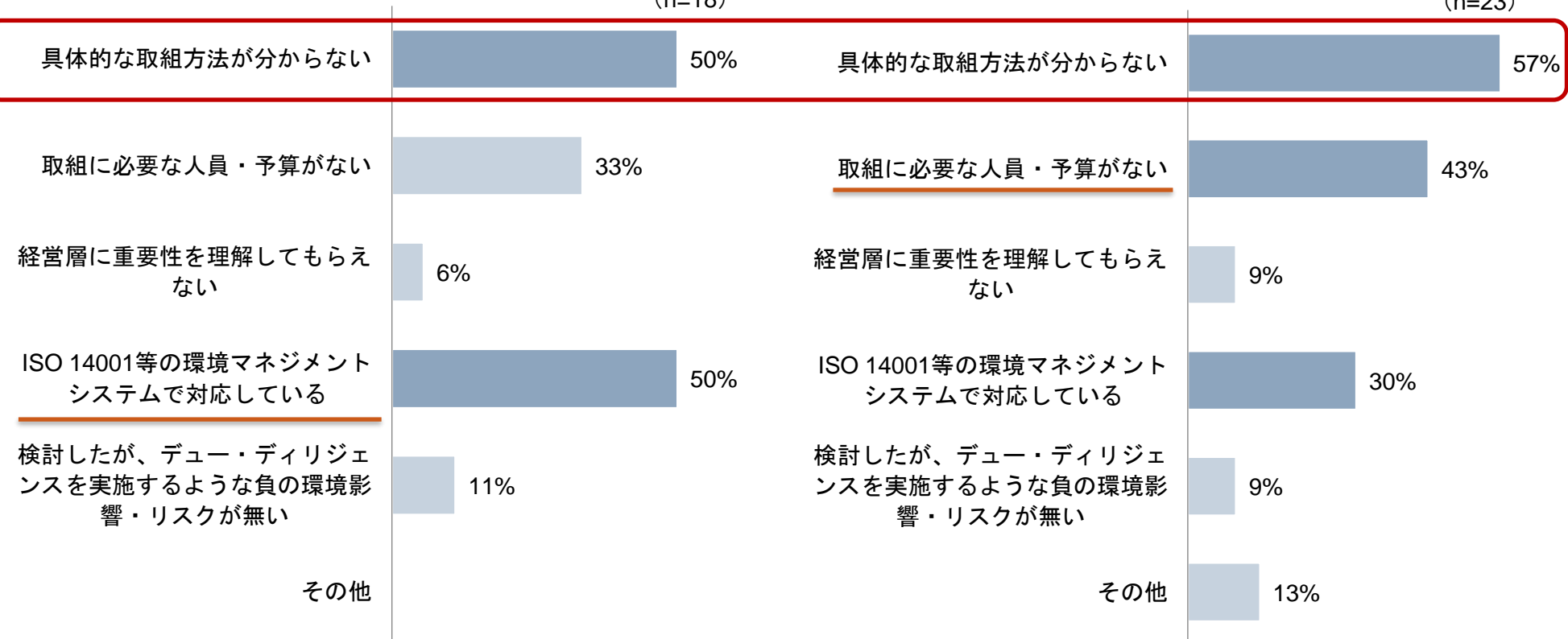
- 自らの事業とサプライチェーンのいずれも、「具体的な取組方法が分からない」が最多(50%超)。
- サプライチェーンについては、実施していない企業の43%が「取組に必要な人員・予算がない」と回答。
- 特に自らの事業については、「環境マネジメントシステムで対応している」企業も一定数存在。

自らの事業の環境デュー・ディリジェンスを実施していない理由

サプライチェーンの環境デュー・ディリジェンスを実施していない理由

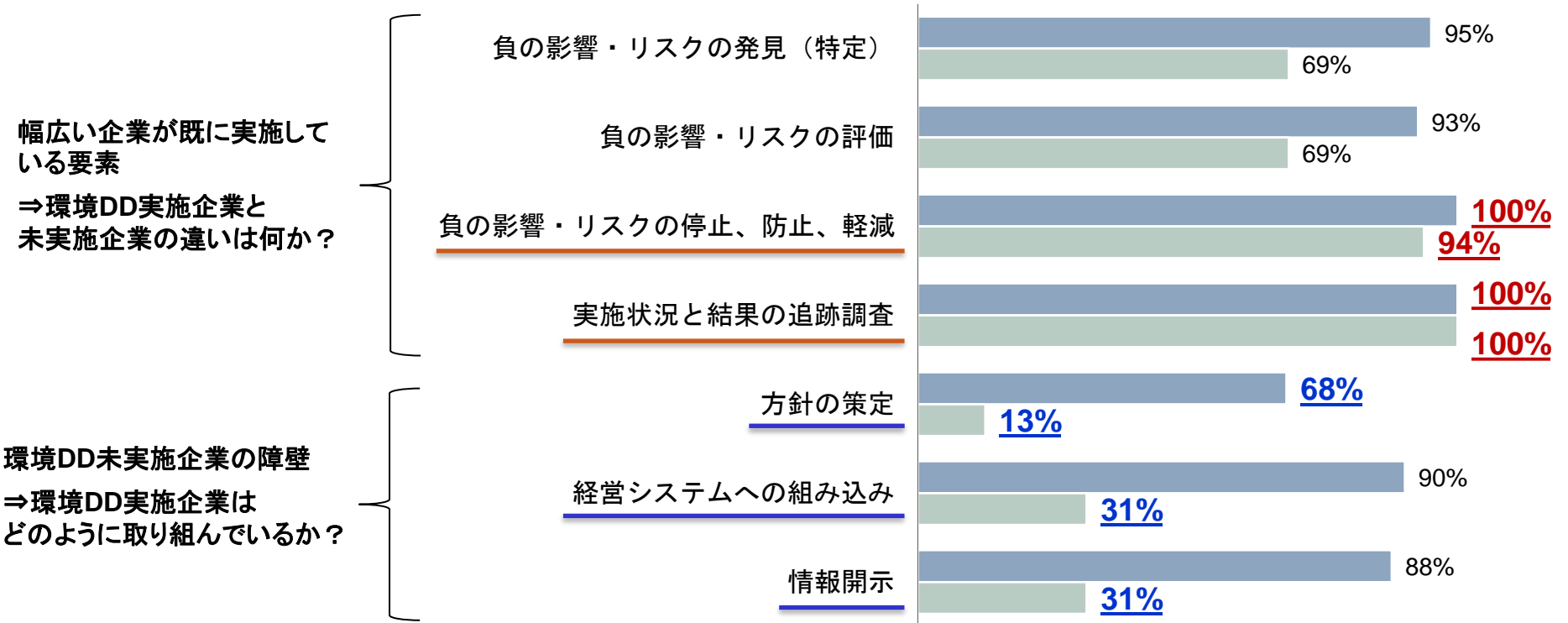
(n=18)

(n=23)



環境デュー・ディリジェンスの各要素の実施状況

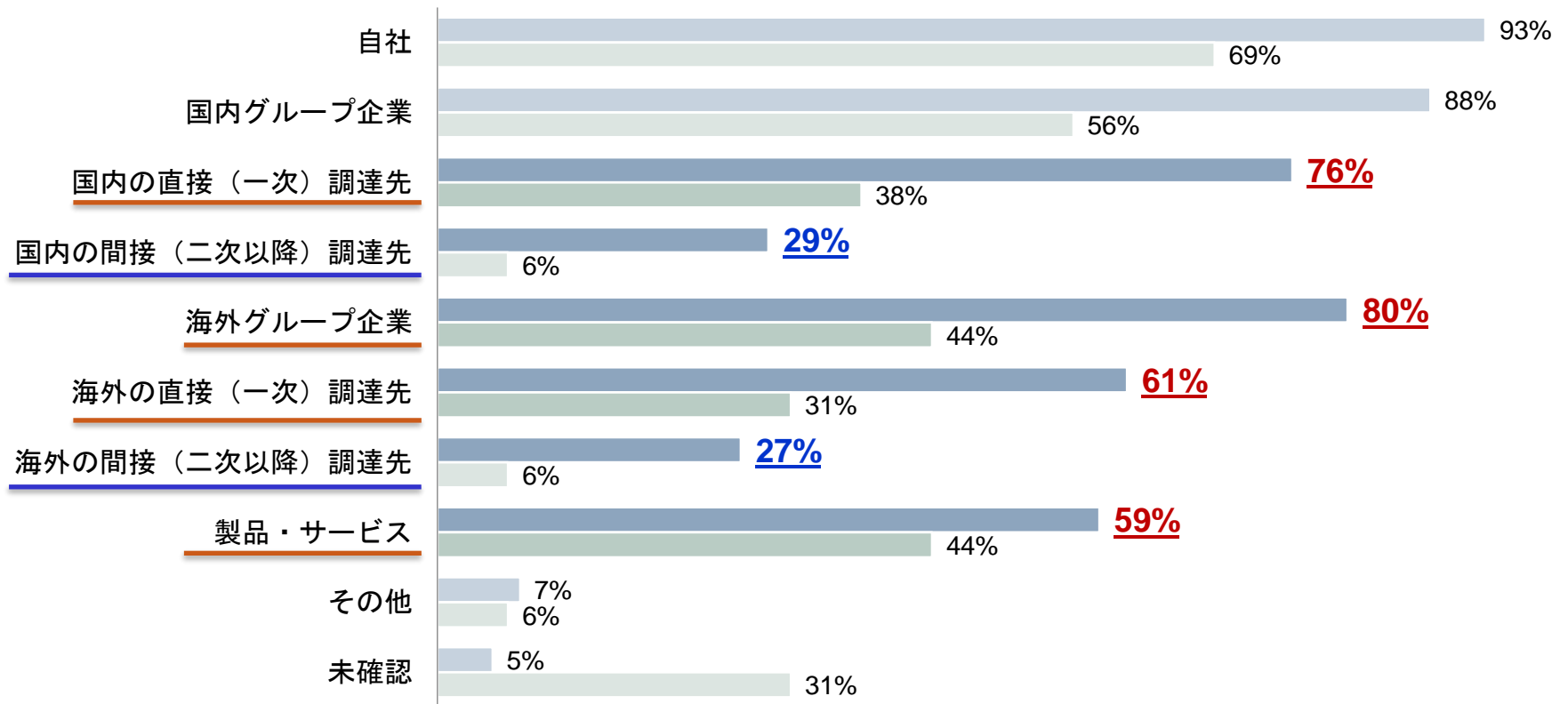
- 「負の影響・リスクの停止、防止、軽減」「実施状況と結果の追跡調査」は、環境デュー・ディリジェンスの実施有無を問わず、ほぼすべての企業で実施されている。
- 「方針の策定」「経営システムへの組み込み」「情報開示」の実施率は、環境デュー・ディリジェンスの実施有無によって特に差が大きい。
 - 「方針の策定」は、環境デュー・ディリジェンス実施企業であっても、相対的に実施率が低い。



■ (n=41) 環境DDを実施している ■ (n=16) 環境DDを実施していない

負の環境影響・リスクの確認・検討範囲

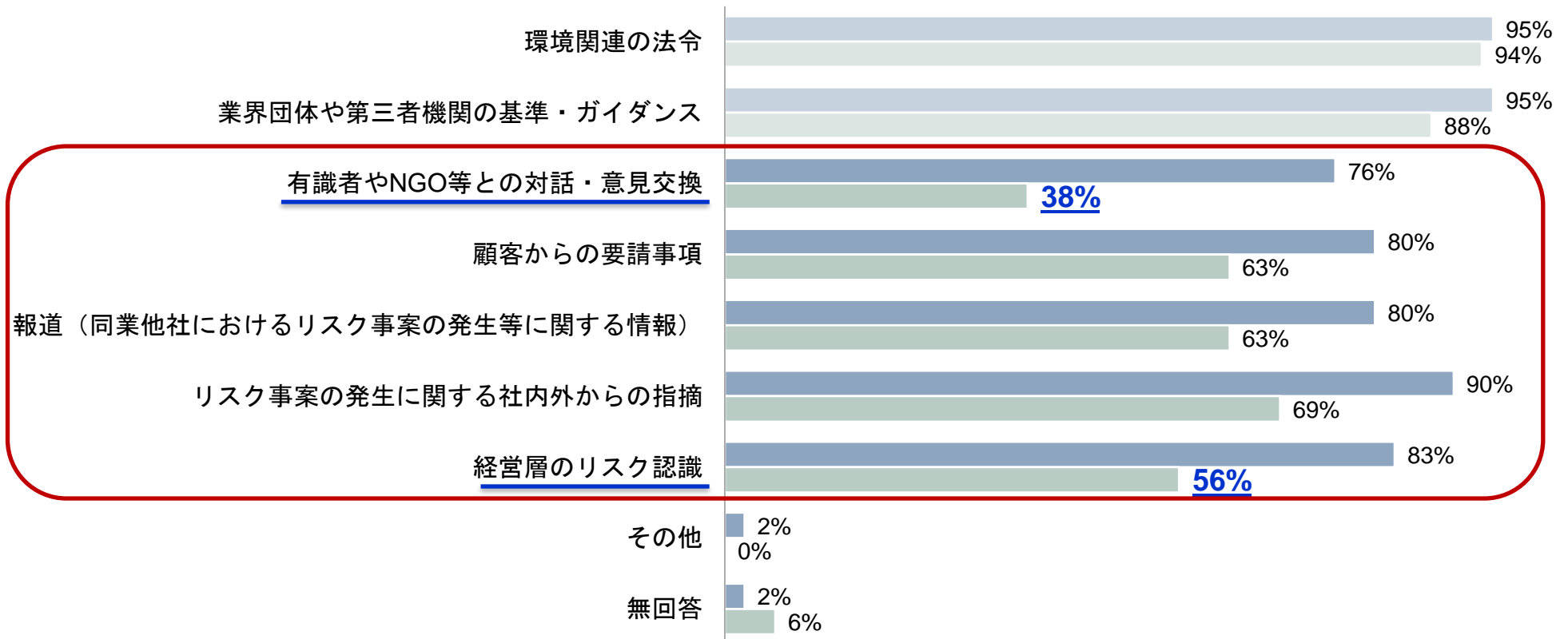
- 環境デュー・ディリジェンスを実施している企業は、自社・国内グループ企業以外にも、幅広い範囲で負の環境影響・リスクを確認・検討している。
 - 50%超が海外グループ企業、国内外の直接（一次）調達先、製品・サービスについて確認・検討。
- 環境デュー・ディリジェンス実施している企業でも、国内外の間接（二次以降）調達先を確認・検討している企業は少数に留まる（国内29%、海外27%）。



■ (n=41) 環境DDを実施している ■ (n=16) 環境DDを実施していない

負の環境影響・リスクの特定に活用する情報源

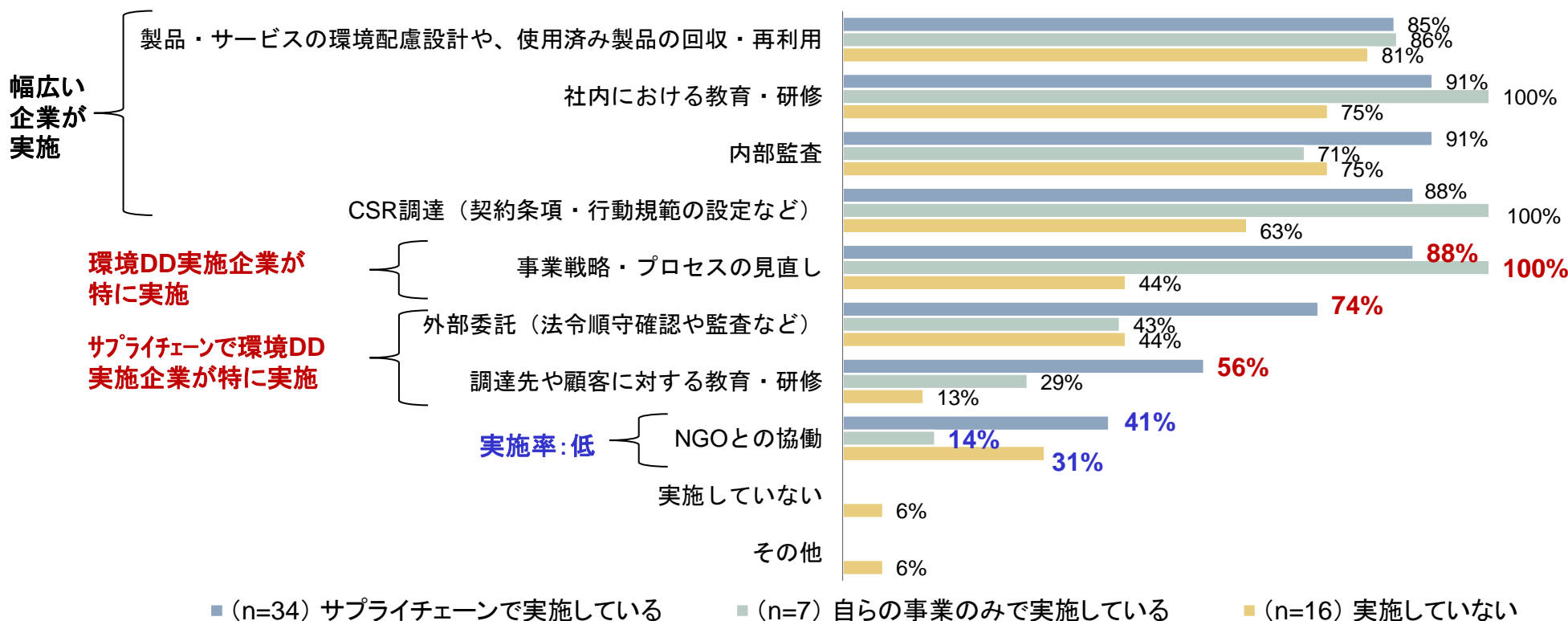
- 法令や基準・ガイダンスは、環境デュー・ディリジェンスの実施有無を問わず情報源として活用されている。
- 一方、環境デュー・ディリジェンスを実施している企業は、そのほかにも多様な情報源を活用している。
 - 「有識者やNGO等との対話・意見交換」の活用率は、環境デュー・ディリジェンスの実施有無によって、特に差が大きい。次いで、「経営層のリスク認識」も活用率の差が大きい。



■ (n=41) 環境DDを実施している ■ (n=16) 環境DDを実施していない

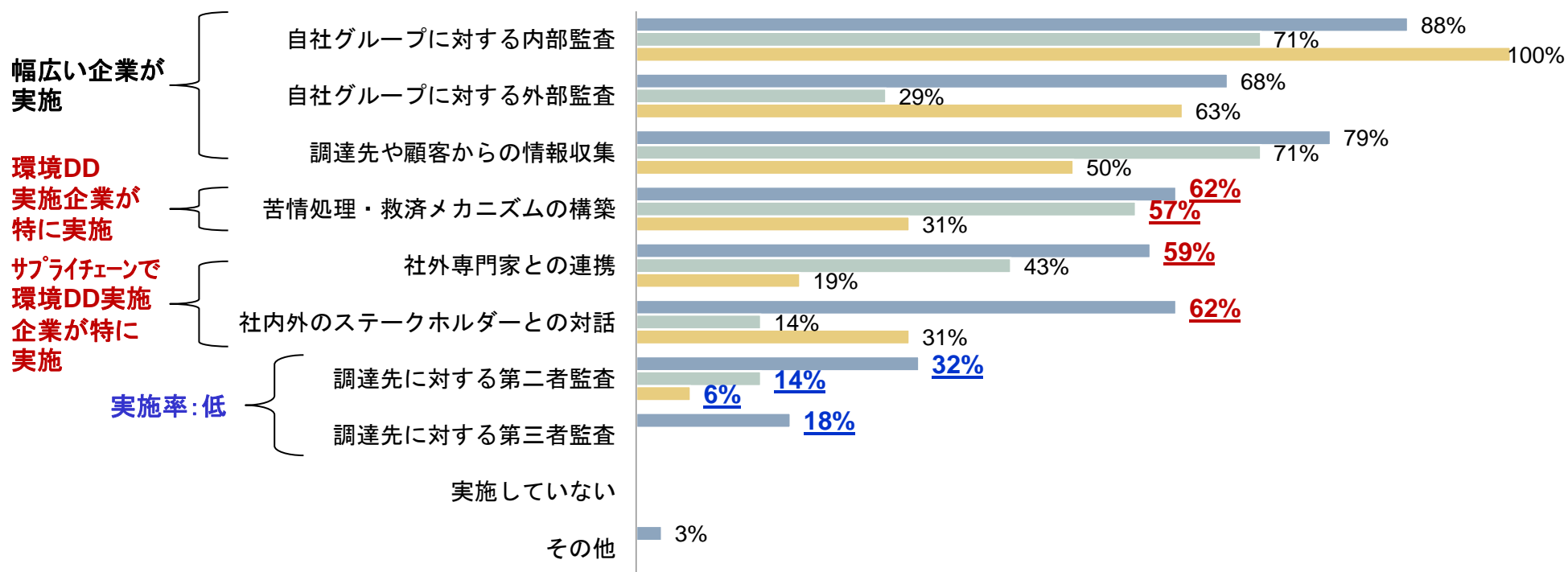
負の環境影響・リスクの停止、防止、軽減策の実施状況

- 製品・サービスの環境配慮設計や回収・再利用、社内教育・研修、内部監査、CSR調達は、環境デュー・ディリジェンスの実施有無を問わず、広く行われている。
- 環境デュー・ディリジェンスを実施している企業では、事業戦略・プロセスの見直しも広く行われている。サプライチェーンで環境デュー・ディリジェンスを実施している企業では、外部委託、調達先の教育・研修の実施率も50%を超える。
- NGOとの協働の実施率は、環境デュー・ディリジェンスの実施状況を問わず50%を下回る。



追跡調査の実施状況

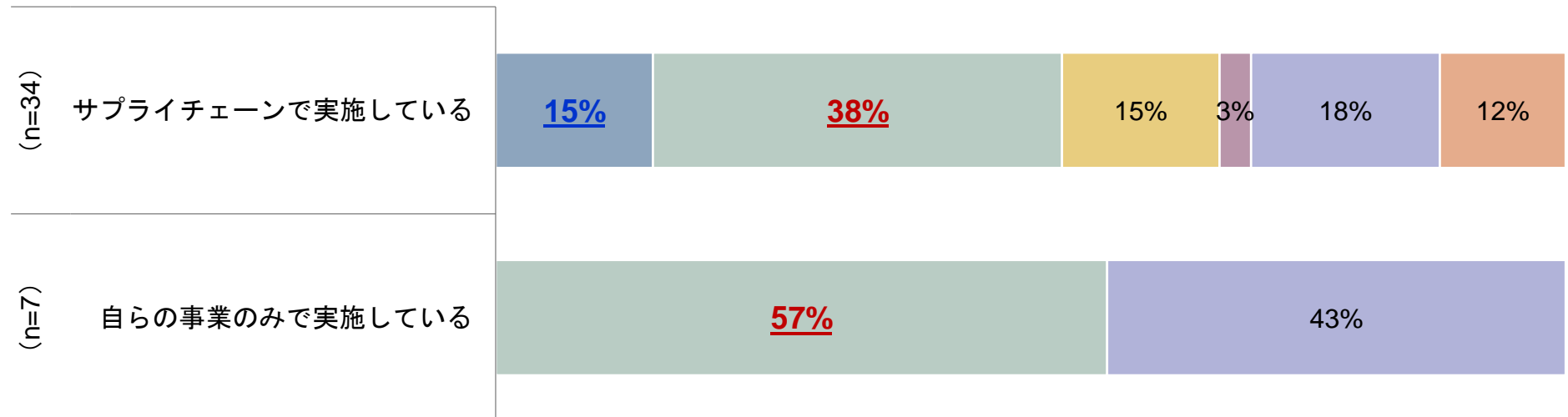
- 自社グループに対する内部・外部監査、調達先や顧客からの情報収集は、環境デュー・ディリジェンスの実施有無を問わず、半数以上の企業で実施されている。
- 環境デュー・ディリジェンスを実施している企業では、約6割が苦情処理・救済メカニズムを構築。サプライチェーンで環境デュー・ディリジェンスを実施している企業では、自社グループに対する外部監査、社外専門家との連携、社内外ステークホルダーとの対話の実施率も半数を超える。
- 調達先に対する監査の実施率は、環境デュー・ディリジェンスの実施状況を問わず低い。



■ (n=34) サプライチェーンで実施している ■ (n=7) 自らの事業のみで実施している ■ (n=16) 実施していない

環境デュー・ディリジェンスに関する方針の策定状況

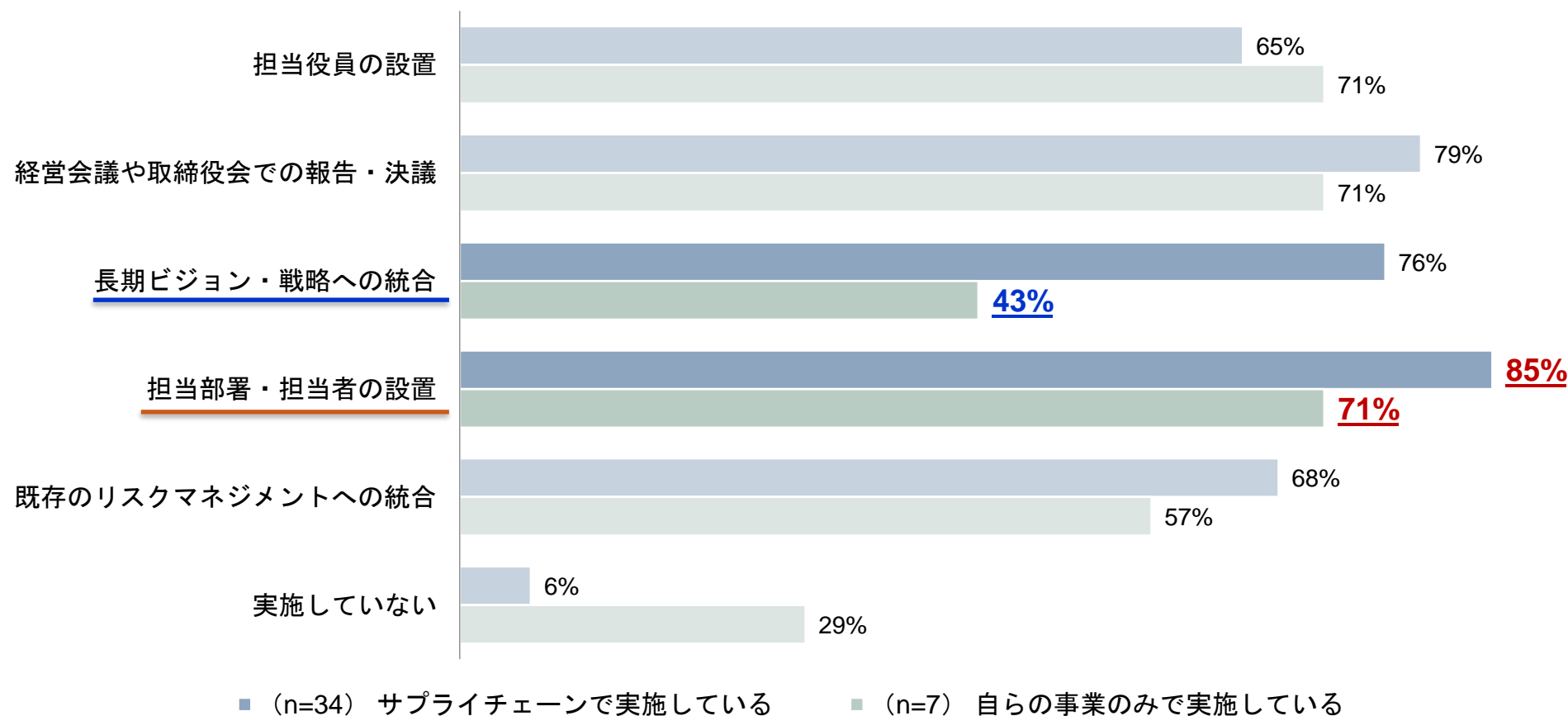
- 「環境方針（環境課題別の方針を含む）にデュー・ディリジェンスの実施に関するコミットが含まれている」企業が最も多い（環境デュー・ディリジェンス実施企業全体の41%）。
- 環境デュー・ディリジェンスに特化した方針を策定している企業は少ない（サプライチェーンで実施している企業の15%、自らの事業のみで実施している企業の0%）。



- 環境デュー・ディリジェンスに特化した方針を策定している
- 環境方針（環境課題別の方針を含む）にデュー・ディリジェンスの実施に関するコミットが含まれている
- 調達方針に環境分野のデュー・ディリジェンスが含まれている
- 人権方針に環境分野のデュー・ディリジェンスが含まれている
- 環境デュー・ディリジェンスの実施について述べた方針はない
- その他

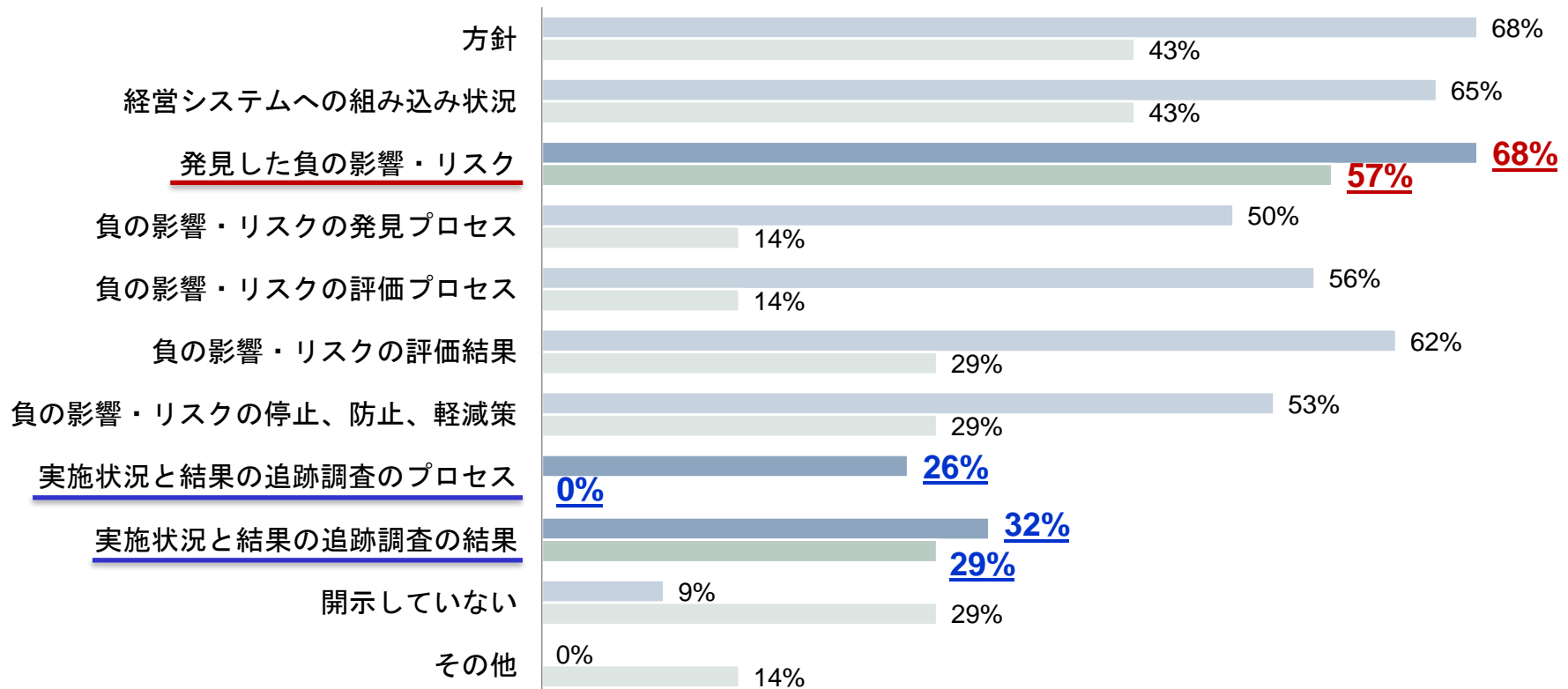
経営システムへの環境デュー・ディリジェンスの組み込み状況

- 「担当部署・担当者の設置」が最も実施されている（環境デュー・ディリジェンス実施企業全体の83%）。
- 環境デュー・ディリジェンスをサプライチェーンで実施している企業と自らの事業のみで実施している企業では、「長期ビジョン・戦略への統合」の実施率で特に差が大きい。



環境デュー・ディリジェンスに関する情報開示の状況

- 「発見した負の影響・リスク」が最も開示されている（環境デュー・ディリジェンス実施企業全体の66%）。
- 自らの事業のみで環境デュー・ディリジェンスを実施している企業では、上記以外のいずれの項目も開示率が50%を下回る。
- 追跡調査のプロセスとその結果の開示率は、環境デュー・ディリジェンスの実施状況を問わず低い。

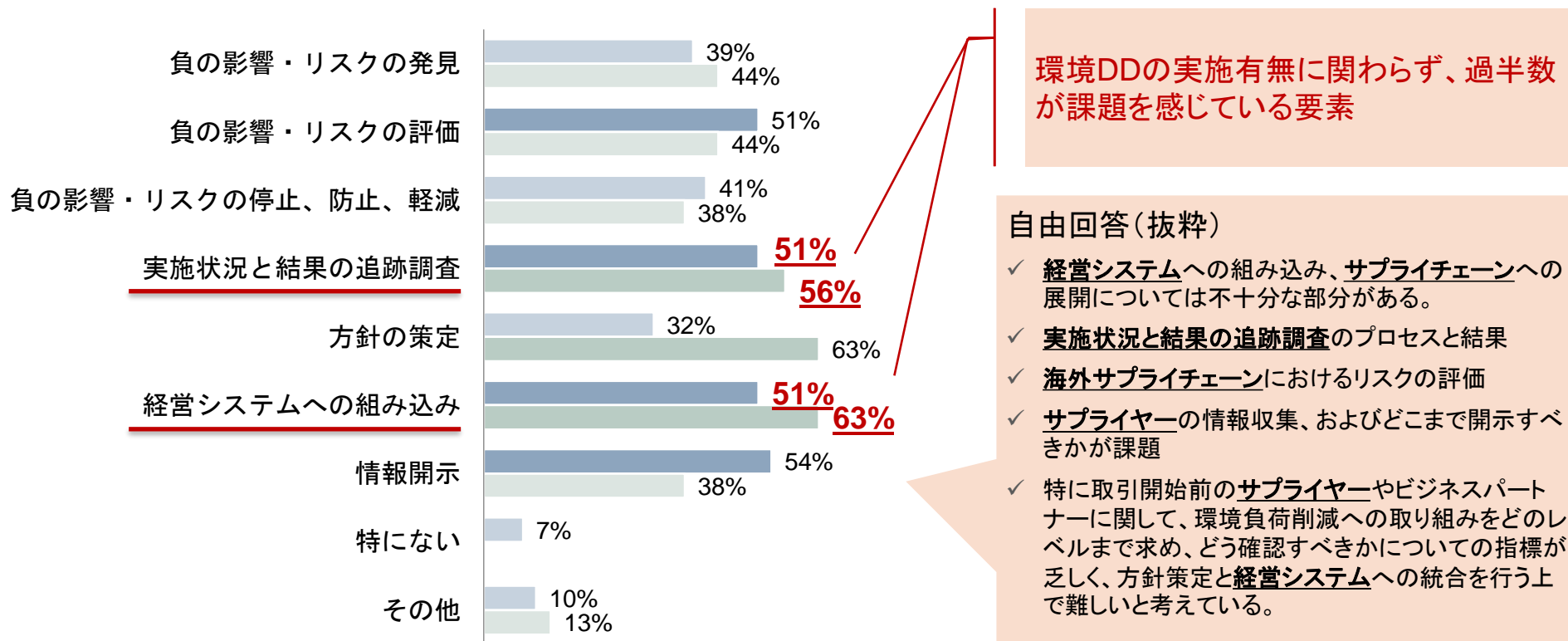


■ (n=34) サプライチェーンで実施している

■ (n=7) 自らの事業のみで実施している

日本企業が課題を感じている要素

- 環境デュー・ディリジェンスを実施している企業では、「情報開示」に課題を感じている企業が最多(54%)だが、「負の影響・リスクの評価」「実施状況と結果の追跡調査」「経営システムへの組み込み」も過半数(51%)が課題を感じている。
- 環境デュー・ディリジェンスを実施していない企業では、「方針の策定」と「経営システムへの組み込み」に課題を感じている企業が最多(63%)で、「実施状況と結果の追跡調査」(56%)が続く。



まとめ

- 要素別にみれば、環境デュー・ディリジェンスは全く新しいものではなく、既に多くの企業が取り組んでいる要素がある。
- 一方で、海外の動向や日本企業の現時点の取組実態を踏まえると、例えば以下のポイントについて、従来から実施してきた取組を「責任ある企業行動」の一貫として、より充実させていく必要があると思われる。
 - 海外子会社や調達先など、負の環境影響・リスクを管理する範囲の拡大
 - 環境デュー・ディリジェンスと経営の統合 / など